

建設副産物特記仕様書

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

- (4) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- ①本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ②請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、監督職員の承諾を得た場合には「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 建設発生土

1) 指定（A）（工事間利用）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先 _____ 工事 _____ 市 _____ 町地先

イ 土質及び処分量 第 _____ 種建設発生土 _____ m³

ウ 搬出時期 平成 _____ 年 _____ 月 ~ 平成 _____ 年 _____ 月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。

2) 指定（A）（工事間流用以外）の場合

建設発生土（ _____ m³）は、 _____ 市 _____ 地先に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3) 指定（B）の場合

建設発生土（ 28.41 m³）は、片道運搬距離 _____ 25 kmに搬出するものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（ _____ t）は、 _____ 市 _____ 町地先、片道運搬距離 _____ kmに運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

本工事により発生する

1) アスファルト・コンクリート塊（ _____ t）は、 _____ 市 _____ 町地先、片道運搬距離 _____ kmの 再生資源化施設 に運搬し、処理するものとする。

2) コンクリート塊（ _____ t）は、 _____ 市 _____ 町地先、片道運搬距離 _____ 5.0 kmの 再生資源化施設 に運搬し、処理するものとする。

3) 建設発生木材（ _____ t）は、 _____ 市 _____ 町地先、片道運搬距離 _____ kmの _____ に運搬し、処理するものとする。

4) 建設汚泥（ _____ t）は、 _____ 市 _____ 町地先、片道運搬距離 _____ kmの 無機性汚泥処分施設 に運搬し、処理するものとする。

5) 建設混合廃棄物（ _____ t）は、 _____ 市 _____ 町地先、片道運搬距離 _____ km _____ に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

関係書類(必要調書)一覧表

1	再生資源利用計画書
2	再生資源利用促進計画書
3	建設副産物処理承認申請
4	建設副産物処理調書
5	建設廃棄物マニフェストD票及びE票の写し
6	再生資源利用実施書
7	再生資源利用促進実施書